

平成18年度 決算概要

平成18年度決算は、「新鹿屋市」として、合併後、初めての通年予算での決算となりました。

平成18年度は、新たなまちづくりの一步となる年として、これまで継続してきた事業や合併特例事業を優先に、地域の特性や資源を活用した産業振興等による地域活性化を図るため、まちづくり交付金事業、細山田小学校増改築事業、南市営住宅建設事業、都市公園等施設整備事業（かのやグラウンド・ゴルフ場）、吾平中央公園建設事業、足元道路整備事業など、旧1市3町の速やかな一体性の確保と新市全体の均衡ある発展を目指して取り組んでまい

した。

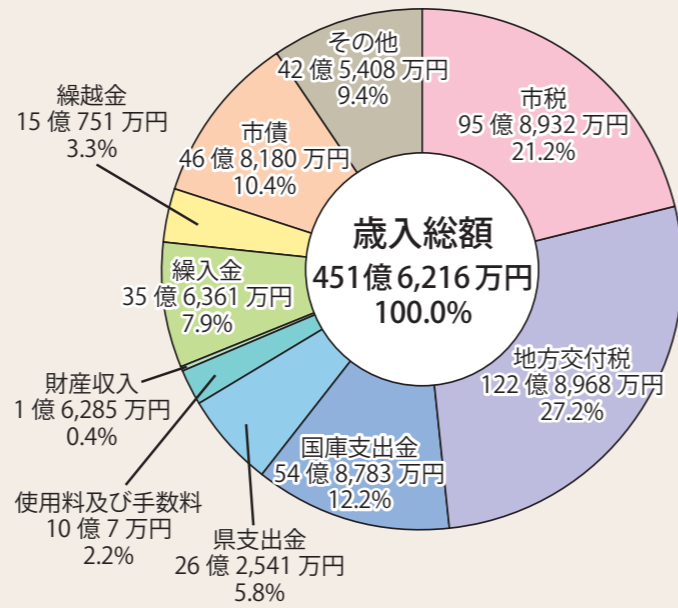
一般会計では、歳入が451億6,216万円、歳出が437億3,025万円となり、歳入歳出の差引額は14億3,191万円ですが、これには翌年度に繰り越して使われる財源1億834万円が含まれているので、これを差し引いた実質収支は13億2,357万円の黒字となりました。

【問い合わせ】

市財政課
0994-311126

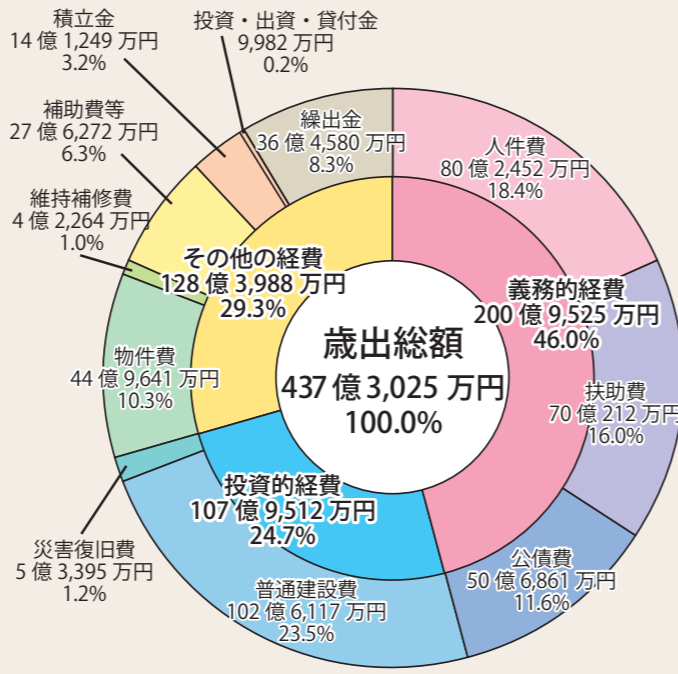
■ 歳入決算の内訳

	平成18年度決算額	平成17年度決算額
市 税	95億8,932万円	95億1,394万円
地方交付税	122億8,968万円	118億4,538万円
国庫支出金	54億8,783万円	61億6,687万円
県 支 出 金	26億2,541万円	27億8,237万円
使用料及び手数料	10億7万円	9億3,905万円
財産収入	1億6,285万円	1億2,130万円
繰入金	35億6,361万円	50億409万円
繰越金	15億751万円	11億1,646万円
市 債	46億8,180万円	52億8,960万円
そ の 他	42億5,408万円	41億3,548万円
計	451億6,216万円	469億1,454万円



■ 性質別歳出決算の内訳

	平成18年度決算額	平成17年度決算額
義務的経費	200億9,525万円	193億2,368万円
人件費	80億2,452万円	80億4,011万円
扶助費	70億212万円	65億3,393万円
公債費	50億6,861万円	47億4,964万円
投資的経費	107億9,512万円	114億4,565万円
普通建設費	102億6,117万円	110億1,092万円
災害復旧費	5億3,395万円	4億3,473万円
その他の経費	128億3,988万円	146億3,770万円
物件費	44億9,641万円	47億9,585万円
維持補修費	4億2,264万円	5億2,038万円
補助費等	27億6,272万円	26億5,213万円
積立金	14億1,249万円	29億2,393万円
投資・出資・貸付金	9,982万円	8,217万円
繰出金	36億4,580万円	36億6,324万円
計	437億3,025万円	454億703万円



■ 行政目的別歳出決算の内訳及び市民1人当りに使われたお金

平成19年3月31日現在の人口106,419人で計算した場合

費目	議会費	総務費	民生費	衛生費
決算額(構成比)	3億2,660万円(0.7%)	45億6,138万円(10.4%)	114億4,409万円(26.2%)	22億6,668万円(5.2%)
1人当たり	3,069円	42,863円	107,538円	21,300円
費目	労働費	農林水産業費	商工費	土木費
決算額(構成比)	1億625万円(0.2%)	28億3,440万円(6.5%)	9億715万円(2.1%)	83億7,583万円(19.2%)
1人当たり	998円	26,634円	8,524円	78,706円
費目	消費費	教育費	災害復旧費	公債費
決算額(構成比)	12億319万円(2.7%)	47億700万円(10.8%)	5億1,656万円(1.2%)	49億3,163万円(11.3%)
1人当たり	11,306円	44,231円	4,854円	46,342円
費目	諸支出金	合計		
決算額(構成比)	15億4,949万円(3.5%)	437億3,025万円(100%)		
1人当たり	14,560円	410,925円		

■ 歳入歳出決算の状況

	平成18年度	平成17年度	増減額
歳入	451億6,216万円	469億1,454万円	△17億5,238万円
歳出	437億3,025万円	454億703万円	△16億7,678万円
差引	14億3,191万円	15億751万円	△7,560万円
翌年度繰越	1億834万円	8,602万円	2,232万円
実質収支	13億2,357万円	14億2,149万円	△9,792万円

■ 類似団体比較 (人口・面積は、平成19年3月31日現在)

	鹿屋市	霧島市	薩摩川内市
人口	106,419人	127,941人	102,397人
面積	448.33km ²	603.68km ²	683.50km ²
歳入	451億6,216万円	567億3,930万円	512億6,604万円
歳出	437億3,025万円	531億7,146万円	492億4,890万円

■ 特別会計歳入歳出決算の状況

	歳入	歳出	差引	翌年度繰越	実質収支
国民健康保険事業	114億2,345万円	110億9,685万円	3億2,660万円	0	3億2,660万円
老人保健	111億4,050万円	111億9,640万円	△5,590万円	0	△5,590万円
介護保険事業	73億3,207万円	69億4,531万円	3億8,676万円	298万円	3億8,378万円
公共下水道	17億1,634万円	17億411万円	1,223万円	0	1,223万円
下水道	4,745万円	4,642万円	103万円	0	103万円
輝北簡易水道	1億6,984万円	1億6,313万円	671万円	0	671万円
立小野簡易水道	328万円	207万円	121万円	0	121万円

※老人保健の差引及び実質収支の△5,590万円は、国の制度により、翌年度に精算される仕組みになっていますので、不足分は平成19年度に補てんされます。

■ 鹿屋市の財政事情を家庭の家計簿にたとえると・・・

市民の皆さんに鹿屋市の財政事情をわかりやすく理解してもらうために、平成 18 年度の決算額を 1 万分の 1 にして家計簿にたとえてみました。(1 家庭の年間収入を約 451 万 6 千円としています。)

支 出 () は市の性質区分	
食費 (人件費)	80 万 2 千円
医療費 (扶助費)	70 万 0 千円
ローンの返済 (公債費)	50 万 7 千円
家の増改築 (投資的経費)	108 万 0 千円
光熱水費、日用雑貨 (物件費)	45 万 0 千円
アパートの修理、知人に貸したお金 (維持補修費や貸付金など)	5 万 2 千円
町内会、サークル会費 (補助費等)	27 万 6 千円
定期預金 (積立金)	14 万 1 千円
子どもへの仕送り (繰出金)	36 万 5 千円
合 計	437 万 3 千円

収 入 () は市の収入科目	
自 給料 (市税)	95 万 9 千円
主 アパート家賃収入などの副収入 (使用料・手数料や財産収入・繰越金など)	38 万 6 千円
財 預金の取り崩し (繰入金)	35 万 6 千円
源 親からの援助	使い道の決められたお金 (国・県支出金) 81 万 1 千円
	自由に使えるお金 (地方交付税等) 153 万 6 千円
依 家の増改築のため銀行から借りたお金 (市債)	46 万 8 千円
存 財 源	
合 計	451 万 6 千円

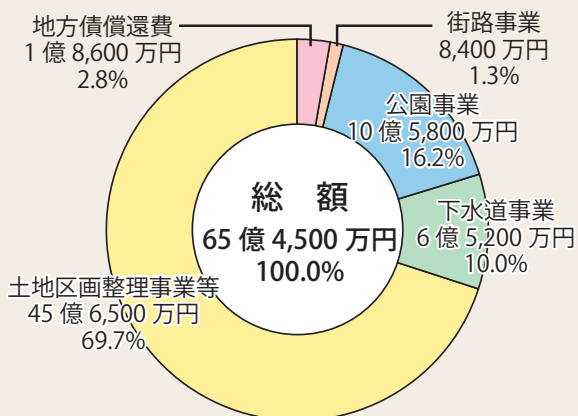
収入 451 万 6 千円－支出 437 万 3 千円＝残額 14 万 3 千円となり、この残額は、今年度やり残した家の増改築費用に 1 万 1 千円使われ、残りの 13 万 2 千円は積立預金となります。

■ 都市計画税の使われ方

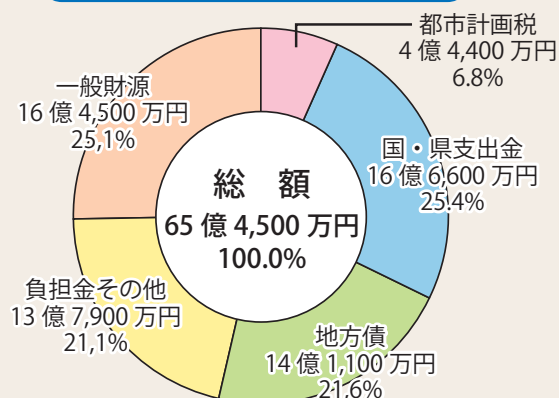
都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域内の土地や家屋の所有者に対して課税される目的税です。

平成 18 年度の都市計画税の決算額は、4 億 4,400 万円で、主に公園や街路、下水道の整備、そしてこれらの事業のために借りた市債の償還金に充てられています。

都市計画税が使われている事業



上記グラフの財源内訳



■ 鹿屋市の主な財政指標

	平成 18 年度	平成 17 年度
①財政力指数	0.47	0.44
標準財政規模 (千円)	22,764,671	22,051,861
基準財政収入額 (千円)	9,277,968	8,918,457
基準財政需要額 (千円)	18,599,090	19,419,595
経常一般財源収入額 (千円)	23,161,767	22,469,521
実質収支比率 (%)	5.8	6.4
②経常収支比率 (%)	91.4	89.2
③実質公債費比率 (%)	13.1	13.3
④起債制限比率 (%) 3か年平均	10.4	10.0

①財政力指数

地方公共団体の財政力を判断する指標で、地方交付税法の規定により算定された基準財政需要額で基準財政収入額を除いて得た数値の過去 3 年間の平均値をいい、一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされています。

②経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳出の経常的経費に充当された一般財源等が歳入の経常一般財源等に占める割合で、70%～80%が標準的とされ、比率が低いほど財政構造に弾力性があるといわれています。

③実質公債費比率

地方公共団体の収入に対する市全体の借金返済額の比率を示すものです。普通会計の公債費に下水道特別会計や水道事業等への繰出金(公債費相当分)を加算し、財政負担の度合いを判断するもので、18%を超えると地方債発行について国や県の許可が必要とされます。

④起債制限比率

地方債の許可制限にかかる指標で、地方公共団体における公債費による度合いを判断するもので、20%を超えると一部の地方債発行について制限されます。